

第9回 施設・研修等分科会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 9 回 施 設 ・ 研 修 等 分 科 会
議 事 次 第

日 時:平成 19 年 9 月 26 日 (水) 10:15 ~ 12:30

場 所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 事

(1)(独) 国際協力機構の業務に関するヒアリング

(2)(独) 国際交流基金の業務に関するヒアリング

(3)(独) 駐留軍等労働者労務管理機構の業務に関するヒアリング

3 . 閉 会

< 出席者 >

(委員)

逢見委員、黒川専門委員

(外務省)

外務省国際協力局政策課 伊藤課長

外務省国際協力局無償資金・技術協力課 柴田課長

外務省領事局政策課 橋本課長

(独) 国際協力機構 佐渡島総務部長

外務省広報文化交流部文化交流課 中川課長

(独) 国際交流基金 櫻井総務部長、菅野文化事業部長、石田企画調整課長

(防衛省)

防衛省地方協力局労務管理課 石尾課長

防衛省地方協力局労務管理課 對馬労務涉外官

(独) 駐留軍等労働者労務管理機構 飯田企画調整部長、川田業務部業務企画課長

(事務局)

中藤事務局長、櫻井参事官、森山参事官

黒川専門委員 それでは、第9回「施設・研修等分科会」を始めます。

本日は、外務省、防衛省関係の独立行政法人からのヒアリングということで、逢見委員と私が担当となっておりますので、先日の決定のとおり、私が議事を進めさせていただくことにいたします。

本日の議題ですが、国際協力機構のうち、海外事務所の管理・運營業務、海外移住資料館の管理・運營業務、日本人材開発センターの企画・管理・運營業務、国際協力人材センターの業務。

それから次に、国際協力基金のうち、海外事務所の管理・運營業務、文化芸術交流の促進、海外日本語教育、学習への支援及び推進、日本語国際センター・関西国際センターの管理・運營業務。

また3番目に、駐留軍等労働者労務管理機構のうち、駐留軍等に対する労務提供等の内部管理業務に関して、それぞれからヒアリングを行う予定です。

それでは、国際協力機構の業務に関して、外務省国際協力局政策課の伊藤課長より御説明をお願いいたします。

外務省からの説明は15分とし、その後35分ほど質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

伊藤課長 ありがとうございます。外務省の国際協力局政策課の伊藤でございます。

まず、お手元の資料に従いまして、政府開発援助におけるJICAの位置づけ等、簡単に御説明させていただきまして、その上で、既に頂戴しております論点について、主としてJICAの佐渡島総務部長の方から御説明申し上げるということで進めさせていただければと考えております。

恐縮ですが、資料1の「国際協力機構の事務・事業における官民競争入札等の実施について」という資料がありますが、1枚めくっていただきますと資料1-1「政府開発援助におけるJICAの位置づけ」という資料があります。これは釈迦に説法でございますけれども、おさらいの意味で御紹介させていただきますが、政府開発援助(ODA)と言われるものの中には、二国間の贈与(グラント)、それから二国間の貸し付け(円借款)、それから国際機構や機関に対する出資・拠出と大きく三つに分かれております。

JICAの位置づけというところで、この太線のところ、技術協力にかかわる部分、それから無償資金協力にかかわる部分、ここにJICAが実施あるいは実施の促進という形で関与しています。無償資金協力の一般無償、水産無償、こうしたものの実施促進、それから技術協力については、制度構築、組織強化、人材育成、こういったものの実施をJICAがやっておるということです。

1枚めくっていただきますと、「JICAの主たる事業、沿革」ですけれども、非常に概括的に申し上げますと、政府が行う技術協力等を実施する機関として、開発途上国・地域が社会・経済面で自立的・持続的に発展できるように、制度構築・組織強化・人材育成のための協力活動を実施しているということです。最近の新たな分野ということで、やはり

H I V / エイズとか S A R S といった感染症の話、あるいは市場経済化、法整備、こういったところの需要も増えてきております。当然、平和構築・復興支援といった人道支援、それからそれをつないだ復興支援、この辺のニーズもなかなか減ることがないところです。今後増えていく需要としては、やはり気候変動、環境といったあたりが重要になってくると思います。

沿革的には、1974 年に国際協力事業団ということで設立されておりますが、その前身としては、62 年に設立された海外技術協力事業団と、63 年に設立された海外移住事業団を統合したものであります。そして、2003 年 10 月に独立行政法人の国際協力機構ということで発足いたしております。海外協力隊についての事業は 65 年からもう 40 年以上やっておるということになります。緊急援助隊についての関連業務というものは、87 年からちょうど今年、今月で 20 年を迎えております。

また 1 枚おめくりいただいて、資料 1 - 3 ですが「政府開発援助政策と J I C A の事業」ということです。これも非常に概括的に単純化して資料をつくっております。国の行う開発援助政策、これの基本的なところを定めていましてのが政府開発援助大綱ということ、92 年に最初のものをつくりまして、2003 年に改定しております。その大綱を受けて中期政策というものも政府の方でつくっております。そして、こういう大綱、中期政策に基づいて国別の援助計画、今たしか二十幾つまで来ておると思います。大体 30 強の国に国別援助計画をつくる予定にしておりますけれども、作業を進めております。大綱、中期政策、国別計画ということで国としての開発援助政策を定め、そして、それを踏まえて個々の援助の案件の選定、国際約束の締結を受益国との間で行います。

そうした国の施策を踏まえて、J I C A の事業として技術協力、無償資金協力の実施促進、国民等の協力活動　これは、ひとつはボランティアです。青年海外協力隊、それからシニアボランティアということであります。また、草の根の技術協力がございます。その他、海外移住者への支援、災害援助等の協力、こういったことを柱とした事業が行われているわけです。そして、J I C A の行う事業実施の実績に基づいて、さらに政策に反映されるという流れになっております。

「主な事業の内容」ということで、これまでのご説明とかなり重複もいたしますけれども、大きく言えば、専門家の派遣、研修員の受け入れ、機材供与、開発調査ということから成っております。そして、繰り返しですけれども、無償資金協力の調査・実施促進、海外移住者に対する援助・指導、災害緊急援助、人材養成も行っております。調査研究あるいは案件形成支援といった附帯業務もあります。そして、N G O との連携、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアということで、国民の国際協力に対する参加・協力活動ということも J I C A の事業としてやっております。

今現在、協力の対象国が 154 あります。その中で青年海外協力隊は 78 の国に派遣しており、在外の事務所が 56 です。協力隊シニアボランティアの 2006 年度の実績は 5,812 名、専門家が 5,600 名、合わせて 1 万人を超える人材を派遣しておるわけですし、研修員とい

うことで、途上国の研修をしておりますのが1万1,000人ということです。大変大きな数の人間の研修あるいは派遣ということを行っている、これもJICAの事業の中での大きな柱ということになっております。

以上、簡単ではありますが、JICAの事業ということで御説明させていただきました。

それでは、各論点の話につきましては、JICAの佐渡島総務部長から御説明させていただきます。

佐渡島部長 それでは、時間が限られておりますので、引き続き、資料に沿いまして御説明したいと思います。

論点が四つございます。まず、最初の論点である海外事務所、先ほど伊藤課長から御説明いたしましたけれども、現在56カ所あります。その管理や運営の業務について市場化テストを実施できないだろうか、こういう御提案でして、私どもの方からはその可能性について、提案しないというお答えをしております。

下に理由が書いてありますけれども、時間が限られておりますので、一番のポイントを申しますと、コンフリクト・オブ・インタレストといいたいでしょうか、それが生じるのは行政上適当でないということです。日の丸を背負っていながら、実際には民間事業者が海外で私どもの事業をやるとすると、日本の援助全体がそもそも商業目的でこういうことをやっているのではないかという、政策上非常にマイナスの誤解を与えることとなります。それから、例えばいろいろな案件の需要を拾ったり、実施の前に東京の方にいろいろこういうことをやったらどうですかということで、緒方理事長が進めております現場主義でやっておりますけれども、その推進をしていくわけですが、そこが特定の商業活動に偏ったものになっていくのは適当ではないということだろうと思います。

もう一度一言で申し上げますと、コンフリクト・オブ・インタレストを避けるというのが重要だろうと思います。

それから、次の論点である海外移住資料館の管理・運營業務。これは横浜にあります。官民競争入札実施の可能性について、これも提案しないということで、その理由ですけれども、長々と書いてありますが、こういうふうに御理解いただければと思います。ひとえにこれは、突き詰めて申し上げますとやはり政策判断。私どもは実施機関ですので、国がお決めになった政策のもと、仕事を実行していくということになります。このJICAの移住に関する事業は、先ほど、冒頭に1963年に海外移住事業団というのができたということですが、実は、移住自体はもう100年近くずっと行われてまいりまして、その前に移住協会とかいろいろなところがやっておったのが、ずっとDNAとしてJICAの中に流れてきております。ひとえに、この移住資料館というのは、まさに今、2世、3世になれる方々も含めて、日本とのきずなの一つの象徴です。そこと心のある種のつながりがございまして、移住者が定着するに従って、日本との外交特定国との友好を推進するに当たってつくられたフォーカルポイントがあります。それが海外日系人協会ですけれども、そ

ここに、そのフォーカルポイントに実施の部分を、資料の展示その他をお任せすることによって、一つの心のつながりといいたいまいしょうか、歴史を背負った心のつながりを維持しているということです。これは論理上の問題というよりも、政策上あるいは歴史の流れの問題と御理解いただければと思います。

それから、次の資料4ですけれども、日本人材開発センターの企画管理・運営業務、これもその可能性について提案しないということで回答を差し上げておりますが、この日本人材開発センターというのは、そもそも日本の技術協力の相手である国が、日本からいろいろな制度、法律だとか政策だとか技術だとかを導入するに当たって、向こう側からも人がたくさんおいでになります、あるいは日本のノウハウを向こうに伝える、日本の専門家とのつながりの仕事というのがあります。

これは日本側の事業ではありませんで、センターそのものは先方政府が、例えば、国立センター、国立大学などが中心になって、日本のノウハウを活用して人材育成をする、また日本のことをあらかじめそこで勉強できる、あるいは日本から勉強をして帰ってきた人が、引き続きそこで日本関係の材料が集められるようなフォーカルポイントをつくっております、少なくとも私どものものは、人材開発センターそのものは先方政府のもので、私どもは、あくまでもその運営方法を指導している立場にあるということです、市場化テストの問題からはちょっと横に外れているのではないかという認識をしております。

それから、国際協力人材センターの業務です。これは、私どもがもともと専門家をリクルートする際に、行政サイドからリクルートすることもあれば、今はマーケットからリクルートすることも、両方あります。そのリクルートのための一つのポータルサイトを運営しまして、そこに情報を集めておるわけですが、実は、これはそもそもでき上がりのときに民営化できないかという構想でスタートしております。ところが、残念ながら、当時は手を上げる方がマーケットにありませんで、JICAが仕事をしております。

なぜJICAが仕事をしておるかとお申し上げると、実は、リクルートの情報でいろいろな人材の情報が集まってくるので、日本のNGOにも同じ情報を活用していただけないかということで運営しております。本来は閉じていてもいい、つまり我々のためだけにこれが回っていてもいいシステムでございますけれども、御承知かどうかちょっとわかりませんが、実は、日本のNGOというのは、日本は、経済力は世界で2番目ですが、DACが取りました数字によりますと、2004年でちょっと数字が古いですが、アメリカは68億ドルぐらいの実績がありますが、日本は4億ドルちょっとでして、世界で言うと、ドイツとかカナダとかオーストラリアとか、主たる援助国の中ではかなり下の方です。日本は国策としてNGOの活躍、官民挙げて、憲法にある困窮の恐怖から解放して尊敬される国になるのではないかという国の決意があるわけですが、長年ずっとNGOを支援している、その一環として、せっかくこれだけ情報が集まるのであれば、その分、同じ情報を外の方にも活用できるような格好で運営しているということです。

実は、先ほど申し上げました経緯もありまして、ある程度時もたちまして、私どもは独立行政法人の中期計画がありますけれども、平成 20 年度から、この運営に関してはプロポーザル方式に移行しようという計画が既に載っておりますので、来年春以降は、創設期のところに戻ってもう一度市場化、手を上げられる方がいないか、プロポーザル方式で物事を運営する方向で今準備をしているところです。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、取りあえず以上、御説明でございます。

黒川専門委員 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました事項について質疑を行います。時間の制約もありますことから、外務省からの回答も含めて 11 時 5 分ぐらいまでとさせていただきます。

それでは、逢見先生、何かございましたら。

逢見委員 ここでは政府開発援助の効果とかそういう大きい問題ではなくて、実際やっているものが効率的に行われているかどうか、その中で、市場化テストという公共サービス改革法に基づくその手法が、業務をより効率的に行うという意味で導入ができないかという検討をしておりますが、外務省から出された回答では、全部「ノー」ということでございます。

まず、資料の 6 ページから 8 ページまで、海外事務所が 95 あって、予算が対前年マイナスになっていますよね。現在の財政事情から言うと、かなり厳しい財政制約のもとでこういったものを運営していかなければいけない。そうすると、より効率的な運営ということが求められてくると思いますが、そういう中で、例えば民間のところ、包括的でなくても管理・運営を任せられる部分がないのかどうか、そういう検討はできないものかということなんです。

佐渡島部長 これは、私ども基本的には在外事務所というのは全部借りております。唯一の例外はタイですが、これはタイの国王が、日本に感謝したいということで不動産の一部を提供していただいているということもありまして、そこを使っておりますが、基本的には借りております。

在外事務所のファンクションは、先ほど申し上げましたように、実施に当たっているいろいろな情報を集めてきたり、東京に、特に緒方理事長のもとでは、現場主義ということで、まずいろいろなアイデアは、よく現場を知っている、物事を知っているところから上げていきなさい、それがすべてのスタートになりますということで、私どもかなりの努力をいたしまして在外に人を張りつけ仕事を動かしているわけです。先ども申し上げましたように、そのファンクションがマーケットにさらされるかということ、民間事業者がやっているという具合になると、やはりちょっとぐあいが悪いといいましょうか、恐らく先方政府に与える印象もありますし、あるいは国際社会に与える印象もあります。それからもう一つは、やはり契約で縛るといことは可能かとは思いますが、どうしてもそれぞれの御商売に近いところに案件が流れていかないかを相当の数、日夜気を配るというのは非常に難しい作業ですので、むしろ海外の事務所は、私どもの今の実施の仕事の一つの重要

な基点になっておりますので、私どもが直接やることによって本来の政策目的を達成できるのではないかと思います。

確かに、独法ということで枠がありますので、いろいろな管理の経費は毎年1%、1.3%ですか、節約をかけていけということになっておりますので、私ども相当いろいろな知恵を働かせて、まさにいろいろな節約の工夫をしながらやっております。おっしゃるとおり、現実には、この海外事務所をさらに数を増やして展開していくのはそう容易な状況には既にもありませんけれども、それでも組織全体でいろいろなところで知恵を出して、お金を節約しながら仕事をしておりますので、本来もっと安くやれば私どもも望ましいかなと、うれしいと思います。その方がより事業の方に回せますので。ただ、この事務所のファンクション自体は、きちりと現状の形で維持をしないといけないのかなと思っております。

先ほどの御説明の繰り返しになって恐縮でございます。

逢見委員 職員数がゼロの事務所がありますよね。No.57 以下ですね。しかし、財政支出はある。これはどういうふうに使われているんですか。

佐渡島部長 これは、つまり私どもの機構の職員はゼロでございますけれども、現地の、ナショナルスタッフと私ども呼んでおりますが、我々の仕事を理解してくれている人を JICA の連絡業務とか、あるいは向こうの交渉業務とか、いろいろなことをやっていただくという形で運営しております。あるいは、短期雇用契約ということで人を雇いまして、調整の仕事だとかいろいろなものを専門にお任せしている。私どもがやっております節約の一環は、そうやって労働コストの安い人を取り入れることによってなるべく全体の経費を安くしようという努力の結果、在外にかなりの人を送り込めたということです。

黒川専門委員 駐在員と調整員と書いてあるのがそういうことですね。駐在員と調整員の違いはどういう、短期雇用が調整員なんですか。

佐渡島部長 大ざっぱに申し上げるとそういうことですが、ファンクションが、調整員の場合は、どちらかというフィールドに展開しております協力隊とか、シニアボランティアの方とか、いろいろなマネジメントがあるわけですが、そこを主として仕事をしております。それが調整員です。これは、大ざっぱに申し上げると、期限つき雇用のような格好で仕事をしていただいております。

黒川専門委員 それで、駐在員は、一般のほかの、現地で情報収集等をやると。

佐渡島部長 そうですね。駐在員になると、これはもう JICA あるいは日の丸を背負っておりますので、向こうとその機関を代表していろいろな取り決めをするとか、そういう権限を持っております。調整員はそういう権限は持っておりません。

黒川専門委員 事務所の方も、ここに書いてある職員は、これは日本人もいるし、現地雇用で JICA の正職員になったという、その合わせたものですか。それともそれ以外に、先ほどの駐在員というような身分の方の方は、この数字以外にまたいらっしゃるのですか。

佐渡島部長 そうです。ここにありますのは職員ということですよ。きちんと JICA と

フルタイムの雇用契約がある者の数です。それ以外には、現地で雇っている者とか、その国の人、労賃が安い、そういう方も一緒に入っております。

黒川専門委員 この数字には入っていますか。

佐渡島部長 失礼しました。この数字には反映されておりません。

黒川専門委員 いない。そうすると、これ以外にそういう方々がかなりいらっしゃるということですよ。

佐渡島部長 そうです。

黒川専門委員 あと予算の、国からの財政支出の金額ですけれども、これは人件費は含まれていませんよね。確認ですけれども、含まれていますか。含まれているとするとちょっと、この人数では全然足りないと思うんですよ。

佐渡島部長 人件費はこの数字ではありません。これは、私どもの言葉で言う事業費です。

黒川専門委員 そうすると、これ以外に人件費と何が入りますか。これは、人件費以外すべてですか。

佐渡島部長 そうですね、大ざっぱに申し上げますと、人件費と事業費と両方。

黒川専門委員 先ほどの賃借料みたいなものは。事務所の賃借料。

佐渡島部長 この中には入っていないです。

黒川専門委員 そうすると、その数字を見せていただかないと全貌が全く見えない。

佐渡島部長 わかりました。

黒川専門委員 今問題にしているのはそういうことですから、これはもう今日は議論できない、この問題は。ですから、全部含めて、人件費が幾らで、賃借料が幾らでという数字を出していただいてから、事務局同士で、あるいはまた、もう一度呼びするか、そこで議論したいと思います。

佐渡島部長 わかりました。

黒川専門委員 このテーマについてはこのぐらいにさせていただいて、2番目の海外移住資料館、これなんですけれども、先ほど財団法人海外日系人協会にかなりの部分お任せしていると。これは歴史的経緯もあり、何か、ある意味で政治的メッセージ性があるようなことを、僕の耳が間違っていなければお聞きしました。ここをちょっと、もう少し詳しく、この財団法人海外日系人協会なるものとの関係、その協会自体を教えてくださいませんか。

佐渡島部長 わかりました。これにつきましては、政策サイドの方から御説明差し上げた方がよろしいかと思えます。

橋本課長 外務省領事局政策課の橋本でございます。

今御質問いただきました海外日系人協会、もともとこれは日系人として、日系人といいますが、言葉は日系人でございますけれども、恐らく移住に端を発して何世代にもわたってもう海外にずっと住み着いて日系人社会をつくり上げている人たち、各地域ごとに、ま

た現地にも日系人団体はあります。日本側のカウンターパートとして海外日系人協会として設立されておりまして、具体的には、海外の日系人協会等からのいろいろな要望について対応することもありますし、あるいはネットワークを持っておりまして、まさに、ここでも一つの例ですが、移住資料館の運営に関して、もちろん J I C A あるいは J I C A の中に設置されます学術委員会とか、委員会の大きな方針あるいは計画を受けてということではありますけれども、その委託を受けて事業をしているということです。さらに、これはごくごく一部でしかありませんが、毎年、海外日系人大会というものが開かれておりまして、今年はまだサンパウロ、国外で行われましたが、通常は毎年国内で行われておりまして、そこには皇族の方の出席を得てやってきております。

恐らく戦前あるいは戦後も、国内のいろいろな事情を踏まえて、国の政策として移住者として行っていただいた人たちに対する支援、最近では事業量自体としては減ってきておりますし、一部の事業については、今後廃止も含めて検討していくということになっておりますが、それだけでも既に事業が終わるということではありませんで、やはり苦労をかけて、今まで頑張ってきた人たちへの支援というのは、少なくとも第 3 世代ぐらいまでは面倒を見ていく必要があるでしょうと。彼らからの期待も高いということもございます。これは極端な例ですけれども、せんだって、昨年のドミニカの移住者問題については、いろいろな政府との関係で問題が起こりまして、裁判も受けて、特別な措置を出しましたけれども、具体的に移住事業をやるに当たって、もちろん J I C A は実施団体としてやっておりますが、そこに限らず、日系社会、移住者あるいはそれをもっと世代の広がった移住者とのネットワークということで、今までの経験もありますし、事業の実績もありますということやってきている団体であります。

黒川専門委員 済みません、組織についてもうちょっと具体的に、どういう人がいて、何人で、世界にどのぐらいの規模があって、理事長とか理事はどういう人がなっていて、そういうことをお伺いしたいんです。

橋本課長 わかりました。

まず設立、法人登記の時期が昭和 42 年 2 月 12 日。

黒川専門委員 昭和 42 年ですか。何かさっきの話より随分新しいですね、もっと昔だと思った。

橋本課長 対象にしている人たちが戦前に出ているということです。

黒川専門委員 わかりました。では、具体的にすべてお伺いいたしましょう。

橋本課長 それから事務所、これは今、横浜の方にあります J I C A のセンターの中です。

黒川専門委員 横浜の J I C A のセンター内。

橋本課長 はい、横浜センター内にあります。

それから役員は、会長が麻生渡さん、現全国知事会の会長であります。あと、副会長が長崎元駐ペルー大使。理事長が塚田元駐ブラジル大使。それから専務理事が伊藤元駐ベネ

ズエラ大使です。それ以外に、常務理事が合わせて6名、理事が37名、その中で、内数として現役の知事が14名いらっしゃいます。

あと事業としましては、先ほど長々とお話し申し上げましたけれども、海外日系団体との連携、その単独あるいは日系人にかかわる経済、文化、教育及び社会事業の支援等、あるいは促進を行うということをやってきております。

黒川専門委員 私が先ほど橋本さんから伺ったイメージとちょっと違って、橋本さんは、海外の移住者の方で、何かそちらの方の発案で海外の移住者の方のカウンターパートとおっしゃいましたから、それで、それぞれの国のところでできていてというように思ったので、それは歴史的にはそうだったんですか。

橋本課長 そうです。

黒川専門委員 済みません、もう時間がないので、この協会について詳しく、どのぐらいの事業規模で、何をやっていて、海外にどのぐらい展開しているのか、それから今おっしゃった知事とか、要するに元大使の方々がずらっと並んでいて、一体そういう方々はどこをやっているのか、組織の内容、組織図、そういうもの、それから予算はもちろんそうですけれども、そういうものを詳しく教えていただけますか。

橋本課長 わかりました。

黒川専門委員 それからまたもう一回議論したい。そこからだと思います。全く情報がない。

橋本課長 済みません、一つだけよろしいですか。

黒川専門委員 どうぞ。

橋本課長 説明資料の中に載せていただいてちょっと強調させていただきたいところがあったのですが、資料3の9ページの下の方から補足資料として始まりますが、実際に今の資料館の運営について、特に現状がどうなっているかということをきっちりした部分、10ページの後半部分で書かせていただいております。私どもこの紙を出すに当たって、見せていただいたときに考えたのは、今日のタイトルが「官民競争等」と書いてあって、もちろんその中には定義として「民間競争も含む」というのがたしか基本方針の中にあっただと思います。そういう意味で、もともとここで議論しようとしたことが、官民、要するに官と民の競争というところに特に焦点を当てて競争ということなのかなと我々ちょっと認識しております、そういう意味で、現状をまず御説明した方がいいのかなと。

ここのイのところ以下、外部資源の活用状況で、それぞれの業務内容について三つほどに分けておりますけれども、それについては、下の方に出てきております委託先三つにそれぞれ委託をしている。ただし、その部分で一部、特に今の御指摘、御質問ありました海外日系人協会との関係では、その経験と、あるいは現地とのネットワーク等々を踏まえまして、これまでは随意契約でやってきているということで、今回のこの資料に官民競争入札というそのコンテキストに置いたときに、ちょっとどういう形を想定するのかイメージがわからなかったものですから、外務省がもう一度何か発注者のような形になって、それ

で官、もしかしたら JICA がもしもせし、それ以外の民と競争させるべきだという御議論なのかなと。

逢見委員 「官民競争入札等」には、民間競争入札も含まれるんです。

橋本課長 そうであると、もう一度、JICA が今までずっとやってきた事業を外務省に移してというのはどうなのかなと。全体の目標が行政コストの削減ということにあるのであれば、もう一度そういう体制をつくり直すというのを、初期投資をやってからがいいのかというのは、ちょっと現実的ではないのかという議論を中でしておりました。

ただ、もちろん官民競争入札は、基本資料を読ませていただきますと、同じ官の中でも部署をきちんと分けて発注するというやり方もあり得るということであったので、そうであるとすると、JICA が、それもまた現実的かどうかわかりませんが、そういうノウハウを持ったところと持っていないところが分かれてやると、また変なこと、発注すること自体が難しくなるのかなという議論があります。ただ、この現状を出発点にすると、何が改善として、先ほどの「等」という部分に民間競争というのが入るのであれば、いろいろな努力をしていく選択肢として、官民ではないのかもしれませんが、今まさに外に出している部分を、ただ、もちろん価格競争だけで決まるような話ではないので、大きな方針として競争原理を入れていくというのに、先ほど申し上げた官民というよりは、民民といたしますか、まさに実際にここでも既に外に委託業務として出している部分について、いろいろ改善あるいは競争の原理をどこまで入れられるか。もちろん普通の事業とは少し性格が違いますので、そこを工夫するのかなという気持ちで今まで考えておりました。

黒川専門委員 大変結構だと思います。私は、実は政独委の方のメンバーでもありますので重なる部分もあって、そちらはそちらの議論でというわけにもいかないと思いますので、もちろん、まず日系人協会だけを今ちょっとお聞きしましたけれども、この金額が多かったんですが、ここの関係を、これを民間と見るのかどうかというのもちょっとよくわからない。あまりよく見えないんですね。だから、ほかのところもあるんですが、こういうようなところがあって、今民間と御認識かどうかわかりませんが、そういうようなところにノウハウがあるんだとしたら、一部ノウハウが完全にあるのであれば、それをむしろ官の方に持ってくるか、そういうようなことも含めて、もうちょっと、すべての組織でしょうか、省があって、それから独法があって、その下にこういうようなところがあるというようなところの見直しを、これは政独委の方かもしれませんが、それも含めて、この際ですから検討すればいいのではないかと、私個人としては思っています。

ですから、今橋本課長がおっしゃったようなことで広くとらえていただいて、全体的に言って、どのような組織が一番効率的になるのか、そういうことも考えてやられたらいいのではないかと考えています。

ちょっとこの後、時間がないので、ここについてもまだあと二つぐらい議論したいので、この日系人協会がどういう組織なのかなということについてももう少し把握させていただいて

から、もう一回、今の広い議論をさせていただく中で、どの程度この部分が民間か、あるいは官民か、どうなるのか、ちょっと議論させていただきたいと思います。

逢見委員 今のところで、読んでみてどうしても理解できなかったことが二つあって、一つは、9ページの官民競争入札の可能性について提案しない理由の最後の2行、「したがって、民間による実施は困難であるところ、官民競争入札等の実施の可能性について提案しない」と。民間による実施は困難であるという意味は、これはJICA職員が直接やらないと資料館の運営はできないということの意味しているとするれば、先に出た、海外日系人協会に随契で委託しているということとの関連はどうか。

それから、10ページの運営委員会、学識経験者とJICA職員で運営委員会をつくって、そこが計画をつくっています。そして、その計画に基づいてやっていますという、結局、この学識経験者はいわゆる外部の人でしょう。そうすると、これも直接JICA職員が運営・企画に当たっているのではなくて、どこかに任せているということになるのではないかと。一体それはどういう中身なのかということの説明していただきたい。これは次回でも結構ですが、どうしてもここは、読んでいて理解できなかったところです。

橋本課長 前者の部分、民間による実施という部分は、今、例えば協会に任せている部分がJICAにしかできないということではもちろんありません。現実として違いますので。

あと、後者の部分については、また改めて説明の準備をさせていただきたいと思います。

黒川専門委員 わかりました。

それでは、あと二つこちらから問いかけをしたいのですが、3番目はちょっと、先ほどの海外事務所と似ておりますので、これは時間があつたらということにさせていただいて、4つ目の国際協力人材センター、こちらについてもうちちょっと確認させていただきたいんですけども、平成20年度の中期計画で、ここは抜本的に、もう一度初心に帰ってとおっしゃって、これはマニフェストというか、かなり具体的な目標ではなくて計画、具体的なところをもう考えていらっしゃるということですか。

佐渡島部長 そうです。中期計画に載っております。

黒川専門委員 それはかなり実現可能性が高そうなんですか。

佐渡島部長 中期計画と申し上げたのは、私どもは、独自にやっております随意契約を見直していく計画がありまして、その中で、平成20年度にプロポーザル方式に切り替えていこうということで今準備を進めているということです。

黒川専門委員 JICEという組織に委託していると聞いているんですけども、ここは、これからプロポーザル方式ということですが、このJICEという組織は、今現在どういう組織なのでしょうか。

佐渡島部長 一言で申し上げますと、先ほど途上国での人材開発センターのようなものを申し上げましたけれども、日本におきまして、先ほど伊藤課長からも説明しましたけれども、海外に派遣する方だけでも1万人とか、あるいは受け入れる方も1万人あります。人

の出入り、それから、それ以外に調査団の出入りが非常にたくさんあります。そういう方々のいろいろな旅行上の手配業務とか、あるいは付随する保険だとかいろいろなサービスがあるわけですが、それをワンストップでいろいろなことを引き受けていただいているのが主な仕事になっております。

それで、ここに先ほど申しましたこのポータルサイトの運営もその一つとして引き受けていただいているということです。

黒川専門委員 この組織は民間の組織なんですか。

佐渡島部長 財団です。

黒川専門委員 財団ですか。やはりこの組織は、そうするとほかのJICAの業務もかなりお願いしている部分があるということですね、今の話は。

佐渡島部長 はい、そうです。

黒川専門委員 そうすると、この組織というのはどういう組織ですか。教えていただけますか。やはり先ほどと同じように、どういう理事長、理事の構成で、どのぐらいの職員がいて、それで職務内容及び予算、そういうようなことがわかれば教えていただきたい。

佐渡島部長 今、JICEそのものについての全体的な資料を持っておりませんので、すぐ調べてお届けいたします。

黒川専門委員 では、それを見てですね。

それから、もう一つよろしければ、JICEには、JICAがほかにも業務をお願いしているということですので、これも、本日はこちらとしては国際協力人材センターの業務だけ何とかならないか、どういうふうに考えたらいいのでしょうかという御相談ですけれども、それ以外の業務もここに発注しているということであれば、どういう業務を発注されているのかということも併せて教えていただけますか。それからまた、もう一度検討させていただきたいと思います。

佐渡島部長 わかりました。

黒川専門委員 逢見委員、何かございますでしょうか。

逢見委員 14 ページの予算実績を見ると、平成 18 年度が 17 年度に比べて倍以上増えていますよね。これはどういう理由でしょうか。

佐渡島部長 JICE のですか。

逢見委員 これは、JICEではなくて国際協力人材センターの予算実績でしょう。違うんですか。

佐渡島部長 平成 18 年度の予算が大きくなった理由は、一番大きい理由は、それまで、平成 16、17 年まで、先ほど私が申し上げたような細々とした手配を全部直営でやっておりました。それを全部まとめてこちらに業務委託をしたということにして、そのための予算が 4,000 万円ほどありまして、それが大きく押し上げる要因になっております。

それから、そのほかは、その年に若干特有だったんですけれども、コンピュータシステムの改修だとか、そういう業務委託に伴って恐らく発生したものと推測されますが、そう

いう改修経費とか、それから、その年に専門家派遣をやるためのわかりやすいオリエンテーションのためのビデオをつくってもらったりしまして、その経費がまとめてずっとついておりますので、平成 18 年度にかけて予算がはね上がっているという構造になっております。

逢見委員 つまり、今までは J I C A 本体がやっていたけれども、それを J I C E への業務委託の範囲を増やした、そのために予算が膨らんだという意味ですか。

佐渡島部長 そうです。簡単に申し上げますとそういうことです。

櫻井参事官 確認ですが、そうするとこれは委託費だけが入っておられるんですね。J I C A がみずからやっているときの予算は計上されていないという意味でしょうか。

佐渡島部長 みずからやっているときの予算とは。

櫻井参事官 もしそれが計上されているなら、委託費用がそんなに増減しないはずなので、委託した結果として増えるということは、この予算の中には J I C A がみずからやっておられた分は入っていないという御趣旨かと思うんですけれども。

佐渡島部長 今の御趣旨は、委託する前は自分でやっていたわけで、自分の予算の中に潜り込んでいたはずだと。

櫻井参事官 当然予算の中に入っていればそんなに増減しないはずなので、委託の結果増えたということをごここに載せておられるのは、委託に係る経費だけを載せておられた。つまり、みずからやっておられるところの経費はここに入っていないと理解してよろしいかということなんです。それは、国際協力人材センター事業全体の予算があって、その中で、ここに載せておられるのは、恐らくその中の委託に係る部分だけだという理解をしないと、今のお話とちょっとつじつまが合わないかなと思ったものですから。

黒川専門委員 では、時間もありますので、またこれも調べていただいて。もう少し、委託範囲が増えたということが全体として節約になっているかどうかということが問題ですよ。だから、この辺も含めて、数値をまた細かく、事務局と相談しながら、私どももお願いいたしますので、議論したいと思います。

ありがとうございました。ほかにもいろいろと御意見などがあるかもしれませんが、予定の時間となりました。

国際協力機構の業務については、本日の議論を踏まえ、もう一度データを見ながらゆっくりと議論させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

((独) 国際協力機構関係者退室)

((独) 国際交流基金関係者入室)

黒川専門委員 本日は、どうも御苦労さまでした。

それでは、国際交流基金の業務について、外務省広報文化交流部文化交流課の中川課長様より御説明をお願いいたします。

外務省からの説明は 15 分程度とし、その後 35 分ほど質疑を行いますので、よろしくお

願いいたします。

中川課長 外務省文化交流課の中川です。よろしく願いいたします。

最初に、国際交流基金の概要ということで簡単に御説明させていただければと思います。お手元に資料がございます。

「国際交流基金」は、我が国の国際文化交流を中核的に行う機関ということで、設立は72年10月でございますが、2003年10月1日から独立行政法人ということで移行してございます。まさに総合的に文化交流を実施する日本で唯一の組織ということが言えるのではないかと考えております。

職員数は230名程度、組織といたしましては、本部がございますが、本部と京都支部、それから研修センターとして埼玉と関西、それから海外に事務所が18カ国19事務所がございます。国際交流基金という名のとおり、いわゆるファンドになっておりまして、政府からの出資金ということで今現在1,130億円で基金が積み上がっております。したがって、予算といたしましては、この積み上がっている1,130億円の運用益が大体2007年度ですと21億円、それとは別途、毎年一般会計の方から交付金という形で、今年度ですと130億円が出ております。そのほかに寄附金、雑収入等を含めて全体の事業予算としては162億円ぐらいということになっております。

交付金という形でお金が出ておりますので、役所と国際交流基金との関係といたしましては、独法制度にならって大きな中期目標を立て、そのもとでの中期計画を立て、中期計画のもとで年度計画を国際交流基金がつくり、それで国別の事業をやっていくということでございます。それに対して、政府の役割としては事業を評価するというところでございますので、個別の事業、個別のプログラムについてああだこうだというような形にはなってございませんし、交付金でございますので、中身についても、交付金の中については、そういう意味では色分けはついていないということをまず御理解いただければと思います。

続きまして、次のページに「組織図」というのがございますが、ここで見ていただきたいのは、本部の中にごございますグループというのが三つございます。文化芸術交流、日本語グループ、日本研究・知的交流グループ。国際交流基金の事業の中期計画を立て事業を見直す中で、いろいろなことをそれまでやっておったのでございますが、大きく三つのグループに分けましょうということで再編してございます。一つが、まさに文化芸術交流、その中には文化事業と芸術交流というのがございます。それから、日本語・日本語の研究、日本語の教育、日本での研修といった日本語のグループ。それから日本研究・知的交流。この三つのグループです。こういう3本の柱で今いろいろ事業をやっておるということでございます。

その次のページに大きなイメージがございますが、まさに芸術、日本語、知的交流ということで、具体的にどんなことをやっておるかということが簡単に出てございますので、見ていただければと思います。文化芸術交流の部分はある程度わかりやすいかと思うんですが、日本語については、日本語教師の派遣、それから日本語の能力試験等々、教材開発

といったこと、それから、知的交流につきましては、研究者の間の派遣・招聘、知的リーダー間の交流ほか、日米センター事業などというものもございます。

そのページの一番下に「国・地域別観点から、外交ニーズに長期的、総合的に対応」ということがございますが、ここも国際交流基金の事業を独法化に当たって大きく見直す中で、国際交流基金は一体何のために、どういう仕事をするんだろうかという議論の中で出てきた結論が、まさにこういうところでございます。ここが、言うなれば同じような国際交流をやっている他の機関、他の組織との大きな違いということで色分けしてございます。

その次のページに「外交政策観点からの国際文化交流」ということで「国際交流基金の特色」という紙がございますが、まさに、では何で国際交流基金があるのか、何をやるのかと言えば、一つは、民間では通常手がけられない、要するに商業ベースに乗らない、そういう文化交流を外交政策という観点から見た上で必要性を判断してそれをやる機関、それが国際交流基金であるということだと考えております。そういう意味では、商業ベースに乗らないもの、それから外交政策上の観点、この二つが、国際交流基金として事業をやるかやらないかの大きなメルクマールと考えていただければと思っております。

その上で、実際の実施に当たっては、国際交流基金の 19 の事務所だけではなく、全世界にあります全在外公館、大使館、総領事館、そういったところとの緊密な連携ということを行っておるということでございます。

その次のページに「民間との連携」ということもございますが、国際交流基金があるからといって、国際交流基金が単独ですべてのことをやっておるというのでは到底ございません。まさに文化交流の仕事の中身からいって、民間がやっていることに対する支援、助成といったこともございますし、日本語教育、文化芸術等々につきましても、民間の力が使えるところというのは、これまでもいろいろ最大限やっておるということでございまして、そういう意味では、官から民へというところについては、従来から非常に一生懸命頑張っておると考えてございます。

そのあとのページは個別のことでございますので、実際に官民競争入札等管理委員会の方からいただいております宿題に沿って御説明させていただければと思います。こちらの紙でございませけれども、黒ポツの方の紙でございます。

11 ページになりますか。4 点ほど上げていただいておりますかと思っております。一つは、海外事務所の管理・運營業務について、それからもう一つは、文化芸術交流の促進について、もう一つは海外日本語教育、学習への支援及び推進について、4 番目に日本語国際センター・関西国際センターの管理・運營業務についてということで、それぞれについて官民競争入札等の実施ができるかできないかということでございます。

まず最初に、海外事務所の管理・運營業務等につきましては、この部分につきましては、資料にあるとおりなのでございますけれども、海外事務所 19 ほどありますが、そのうちのローマ、ケルン、パリ以外は、これはビル自体が賃借物件になります。特にパリは、いわゆる国際交流基金が全部管理・運営しているわけではなくて、日本側、フラン

ス側それぞれいろいろなパートナーが管理しておりますものですから、建物そのもの、事務所そのものを全部国際交流基金が運営するという形にはなかなかありません。

他方で、賃借権のもと、国際交流基金が管理・運営できる部分について、民間に委託できるところについては、現在もほとんど、できるところはもうすべてやっておるということをごさいますて、2番目の の1. にございますけれども、「民間活力の活用等の措置により、一層の効率化に努めている」ということをごさいます。

詳細については別紙1、15ページになりますでしょうか。その警備であるとかエレベーター等の保守・管理等々、ファクスの保守・管理、清掃その他、そういったところを切り分けて、民間委託できるところについては最大限委託しておるということをごさいます。

続きまして、文化芸術交流の促進ということですが、これにつきましては、官民という形ではないんですけれども、いわゆる民間競争入札ということのできるか、できないかということで検討しました結果、国内映画祭の実施業務については、平成20年度から民間競争入札ができるのではないかと考えてございます。では、それ以外の部分は どうしてできないのかということですが、先ほども申しましたように、国際交流基金につきましては、そもそもお金の出し方は交付金という形でございます。外務省から国際交流基金に交付金が流れる時点においては、縛りとしては大きな中期目標、中期計画というものがある。そのもとで国際交流基金が三つの事業である日本語、芸術文化交流、それから知的交流を実施するわけですが、その際外務省なり在外公館との間で非常に緊密な連携を行い、外交政策上の観点というのをあれこれ考えた上で、大体どの国にはどういう事業をやったらいいか、さらに言ったら、その中身についてもどのくらいの分量で、どういう事業を組み合わせたらいいか考える必要があります。まさにそういった判断が、国際交流基金が持っている専門性なんだろうと思うんです。例えば、韓国には、いわゆる伝統芸能はこのくらいとか、ポップカルチャーもこのくらいやったらいいのではないかと、映画祭をこのくらいやったらいいのではないかと。それをどのくらいの比率で、どのくらいのタイミングでといった、その辺の総合コーディネートのところを、国際交流基金がやっておるところということをごさいます。

そのところを官から民に、もしくは官民競争入札ということができるかということ、ちょっとそのレベルでは難しいのかなと。そこから先、例えば、では、韓国でこういう事業をやることを決めました。その事業実施に当たってということになれば、そこは検討の対象になるだろうと。そこから先は官民という形ではございませんけれども、民間競争入札あるいは民間への委託ということができるのではないかと、そこは既に相当やっておるところでございます。

既に、派遣業務であるとか接遇業務であるとか、そういったところは相当民間への委託をやっておるんですが、特に平成20年度からということでは、国内映画祭の実施業務、ここはもうそのまま、業務全体としていわゆる競争入札ということができるのではないかと考えて実施しているということをごさいます。そこが芸術文化交流のところですよ。

3番目に、海外日本語教育、学習への支援及び推進のところでございますが、ここにつきましても、在日外交官研修の実施業務につきましても、平成20年度から民間へということを決めています。他方で、その前のレベル、即ち、官民競争ということが出来るかどうかということになります。そのところも先ほど芸術文化交流について述べたのと同じようなことございまして、大体どこの国にどういう日本語教育をやるか、研修として受けられる場合も、どの国から何人ぐらい受け入れてくるか、その総合のコーディネートをまずやった上で事業に落としていくということでございますので、一番上のレベルの部分については、ここは国際交流基金が一番ノウハウを持っており、なおかつ外務省あるいは大使館との間の緊密な連絡、連携が必要であるということでございますので、その部分の官民競争入札というのは難しいかと思っております。

ただ、そこから先、事業に落ちた段階では、それなりに民への委託もしくは競争入札ということができるのではないかという観点から考えた結果でございますが、大体基金が実施している日本語教育というのは、大きく三つに分かれるのではないかと思っております。一つは、日本語教師を対象とした「日本語教授法研修」ということですね。ここはイメージとしてどういうことかという、世の中いろいろ商業ベースの日本語学校、外国語学校というのがあります。そういうことを基金は実はやっているわけではないんです。国際交流基金がやっている日本語というのは、まさに日本語を教える先生を、いわゆる公教育、大学であるとか高校であるとか中学校であるとか、そういう公教育のシステムの中で教えていく、養成していく。そのための人を派遣したり機材を出したりする。そこが日本語教育でございますので、商業ベースの日本語学校とは違うんですよというところを是非御理解いただければと思います。そこがまず第1点です。

それ以外に、2番目ということで、日本語事業ということでは、外交官、公務員への研修ということもやっておりますが、これも、一般的な日本語の研修ということではなくて、非常に専門的な研修をやっております。例えば外交官や公務員についても、どうやって外国語文献を読んでいくかとか、どうやって研究していくか、地域研究はどうやっていくかということ日本語を教える中でやっておりますものですから、「専門日本語研修」の中でやっておる研修というのは、私たちが、例えば英語の専門学校とかでイメージするものとはプログラムの内容がかなり違います。

それから、3番目には「学習者奨励研修」というのがあります。これは、海外で優秀な成績をおさめた学生を奨励するための研修ということございまして、専門研修というよりも一般的な日本語研修に近いのですが、これは、いろいろな国でやっておる日本語教育の中で非常に成績のいい人、優秀である、将来有望である、そういう人を呼んできて日本で研修するということでございます。これを民へ委託ができないか、ここも検討したのでございますけれども、さすがに基金が外国でやっておるシステムの中で、この人は非常に優秀だということで、では、日本に連れてきて研修しましょう。ところが、連れてきたところが、日本で国際交流基金の本部で、まさにお墨つきの日本語を勉強できるのかと思

たら、実は民間の日本語学校の先生が教えていますというのだと、ちょっとこれはモチベーションの観点からよろしくないであろう。やはりそこは直接やる、総本山でやるというのがいいのであろうということで、ここも民間委託というのはなじまないのかなと考えた次第でございます。

その中で民間への委託ができる部分はどこだろうと考えますと、「日本語一般研修」というのを実はやっておるのでございます。特に「在日外交官日本語研修」というのをやっております。日本にいる外交官、これもすべての外交官ではございませんで、例えば途上国とか小さい国でございますね。もちろんイギリスであるとかアメリカであるとか、そういった国は、それぞれ独自の日本語研修のプログラムを持っておりますから、そういうところはよろしいんですが、アフリカの国であるとか南米の国であるとか、そういう日本に大使館はあるけれども人員は3人しかいませんとか、そういうような国では、日本語を勉強したくてもなかなか勉強できない。そういう人たちにまず教えるのは初歩の日本語であったり一般的な日本語だったりします。そこは民間事業者のノウハウと非常に似通っている部分がございますので、その部分は民間委託というのできるのではないかとということで、民間委託を決定したということでございます。

ちょっと長くなりましたが、最後に日本語国際センター・関西国際センターの管理・運營業務、ここはどうかということでございますけれども、ここにつきましても、全体的な形での一括ということはなかなか難しいですが、個別の業務については、既に相当民間への委託済みということでございます。特に、下に表が出てございますが、日本国際センター、これは浦和ですけれども、それから関西国際センターにつきましても、建物等管理保守業務委託、東京ビジネスサービスというところで、言うならば総合的な管理委託というのをまず一つやっております。その上で、総合的な管理委託に入らないところ、エレベーターの保守であるとか温水機の保守であるとか、その部分については個別の業者が決まっておりますので、そこについては個別な形で契約を結んで、その管理・運営をお願いしているということでございますので、ここについても、できるところについてはもうすべてやってきておるとということでございますので、当然やっておると考えてございます。

取りあえず、私からの冒頭の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

黒川専門委員 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のありました事項について質疑を行います。時間の制約もありますことから、外務省からの回答も含めて、おおむね 11 時 55 分から 12 時ぐらいまでとさせていただきます。

それでは、どうぞ、逢見委員、何かございましたらお願いします。

逢見委員 国際交流基金については、昨年もヒアリングをして、国内映画祭等の市場化テストということが決まっておりますが、今回、施設管理、研修等について市場化テストになじみやすい分野があるのではないかとということで検討をお願いしたということです。結果として、答えは「ノー」ということになっているわけですが、まず一つは、海外事務

所の管理・運営について、事務所物件の所有者が実施している、これは所有者が責任を持ってやる話ですから、これはなじまないと思いますが、ローマ、ケルン、パリの日本文化会館等については、資料の 8 ページで、民間事業者に委託しているというものが枠組みであるわけです。こういうところについて、果たして効率的な予算の執行が行われているかどうかということについて、実際にどういう委託の仕方をしているのか、その辺ちょっと説明していただけないでしょうか。

櫻井総務部長 今回の御質問は、基本的に交流基金が一般的なテナントに入っているところではなくて、ローマとケルンとパリについての施設の関係ですね。

逢見委員 そうです。

櫻井総務部長 こちらは、ローマとケルンにつきましては国有財産ということで、基本的に政府の管理のもとに、スタートしたときに、現地で競争入札という形では多分やっていなかったと思います。特に文化交流機関の拠点になるような、いわば劇場を完備して、多目的ホール等を持っている、そういう総合的な文化会館に、電気系統だとか、あるいは警備も含め、そういう各国の公的文化機関に、実績を持っている業者に依頼したという経緯があったかと思います。その後、特に毎回契約をし直すとか、あるいは民間のより多角的な、日本でやるような競争入札というのは事実しておりません。したがって、その辺は今後検討に値するかと思います。

逢見委員 要するに随契で始めて、ずっとそのまま続いているということですか。

櫻井総務部長 例えばパリの日本文化会館等につきましては、その辺の見直しを始めました。比較的簡単な、例えば直接事業に関係するような現地におけるパンフレット、カタログ等の印刷とか、ロゴをつくっているわけですが、そういうデザインのようなものについては、ちょうど今年 10 年になりますので、今までは 1 社に託してきたわけですが、より広く、より安く、しかし内容のいいものをということで、検討を始めております。

逢見委員 それは、検討状況のようなものは何か当委員会にも示していただくことができるんですか。

櫻井総務部長 パリとのやり取りについては、交流基金の本部とパリの文化会館でいろいろ、どういう方向で検討すべきかという非公式のやり取りはあります。

逢見委員 閣議の方針で、独法についても随契について国と同じように見直しをするという方向が示されておりますので、その方向の中で、やはり随契の見直しも当然該当すると思いますので。

櫻井総務部長 日本国内だけではなくて、在外についてもということですね。

逢見委員 よろしくお願ひします。

櫻井総務部長 1 点だけ、それぞれ国によっていろいろ法律があるかと思いますが、その辺、日本のシステムあるいは法律がどれほど現地の法律にうまく適用するか、その辺はちょっと慎重にやっていきたいと思います。

黒川専門委員 わかりました。それでは、その辺もまた適宜情報をいただきまして、そ

の三つですね、取りあえずケルン、それからローマも含めてまたちょっと御相談させていただきたいと思います。全体的には前向きにされているということで大変ありがたく思っています。

2番目の文化芸術交流の促進ということですが、これは、国内映画祭については前向きに検討されているというわけですが、国内映画祭というのはどのような、僕なんかの目につくのは、文化村あたりでやっているようなものなんかはいいなと思っていましたけれども、そちらでやっているのはどういうところの話ですか。

櫻井総務部長 先ほど課長から御説明があったように、1972年に交流基金ができたわけですが、基本的に、例えばアメリカのハリウッドだとかフランスの映画などは、民間で十分紹介されているわけです。商業的に採算が取れているわけですが、交流基金は、商業ベースに乗らない、しかし、日本国内ではまだ知られていない、ただ映画の作品としての完成度が高い、いいものを日本に紹介するということで、まず交流基金で70年代に始めたのはアジアの映画ですね。その後、相当民間でも行われるようになりましたので、交流基金としては先行投資型の事業を始めたわけですが、アジアについては、交流基金が全面的にやるという時代はもう終わっていると思います。

他方、中東なんですけれども、例えばイラクの映画、これはまさにフセインの政権が倒れたころであっても、非常にいい作品が実は制作されておりました。そういうものを交流基金が調査して、いい作品の監督を我が国に招聘する、あるいは著作権をクリアして日本で作品を公開する、これは交流基金以外では行われていなかった部分かと思えます。こういう部分については、交流基金が行っております。いずれ、中東の映画等が巷間でかなり広く紹介されるような時代が来れば、交流基金は撤退していくということかと思えます。

黒川専門委員 その部分を官民競争入札等の対象として検討すべきではないかと考えているわけですが、そちらはどういうふうにするつもり、そこはやらないということですか。

中川課長 それについては、結局どういうことかという、映画につきましては、まさに対象としてはそういう商業ベースに乗らない途上国の映画なんですけれども、そこを3本、4本集めてきて、いわゆる映画祭のような形でやるんです。それを事業としてやろうということで、そういう事業がございます。まさにそこから先なんです、その映画祭の運営・管理というのを一括して民間に委託ということができないかというところを検討したということでございます。

そうすると、例えばどういう業務があるかという、まさに映画を版權の問題なんかも含めて、もとの国との間で整理して、それで日本に輸入してくる。さらに、日本で会場を借り上げて、それで運営し、広告し、宣伝し、チケットを販売し、実際、当日はチケットの回収やお金の精算までやる。そこまで一貫してできる業者というかそういう民間団体が、今まで実は1社しかないと考えていたのですが、そこはもっと他にもできるだろう、ほか

の業者も参入できるのではないかということを考えて、競争入札としたということです。そういう形でより広く門戸を開放しようということを考えてということでございます。

黒川専門委員 なるほどね。この辺は、岩波も結構いいものをやっているし、それから、さっき言った東急文化村でも、インドとかその方までも。だから、私もイラクか何かのも、民間でも何かあの辺、中東のものも幾つかパンフレットを見たような気もするので、意外と民間の方も大分掘り起こしが進み、それからいろいろやっていますよね。

それから、文化祭ということになると、監督も呼んだり、ちょっと4本というのは少ないのかどうかわかりませんが、映画祭ということになると1週間通しの券とか、いろいろな面で、いろいろな企画がある。あるいは先進国でも、昔のフランスのいい映画なんかを例えば横浜の方で毎年のようにやっていますよね。だから、文化祭というのは結構民間の方でもいろいろやっているわけですが、その中で、今はまだ民間がなかなか手を出しにくいところをもうちょっとやってみよう、そういうことなんですね。努力してみよう。なるほどね。

それ以外の、映画以外のところ、先ほどちょっとまだできないとおっしゃった理由がよくわからない。どんなものを今やっているのか、後ろの方にあるリストがそうですか。

中川課長 その一端ということでございますけれども、別紙2ということで「文化芸術交流の促進」というところでございます。ここは既に民間等々に委託している部分でございますけれども、大きく分けて、伝統文化とポップカルチャーと分かれるんですが、伝統芸術について御説明するとわかりやすいので御説明させていただくと、結局、国際交流基金でやっているのは、日本から派遣を伴うものということになります。したがって、例えば日本で和太鼓であるとか、能、歌舞伎、そういったものを公演団という形で外国に派遣する。外国に派遣して、それで受け入れ国において、大使館、国際交流基金の事務所、いろいろアレンジして公演を行う。それが文化事業なわけですが、そういうことになります。

そのときに、いろいろ官民 官民ではないと思うんですけども、実はそういういわゆる芸能団といいますが、舞踏団といいますが、それは官ではございませんので、基本的には民間の和太鼓公演であるとか、歌舞伎であるとか、そういうことをお願いするわけですが、そこに競争性があるかというのが、多分一つ問題なんだろうと思うんです。そこがなかなか多分、文化については競争性というのが評価しづらい部分があるのではないかと思います。

例えば、相手国からこういった形で要請が来るかということですが、例えばお茶 茶道のデモンストレーションをやってほしいというのが来た場合にも、お茶というよりは、もっと特定されてくることが多いですね。裏千家を願いしますとか、表千家を願いしますと。それはなぜかという、結局その国、例えばパリでお茶のデモンストレーションをやるとなると パリでは違うかもしれない、もうちょっと小さいところですね。パキスタンでお茶のデモンストレーションをやりますという、パキスタンで既にある程度

広まっているお茶であるとか、その国で既に指導者がいるとかということになると流派が相当限られてしまいます。ですので、では、お茶は別に流派が三つや四つあるんだから、そこで競争入札できないかという、必ずしもそういうものではないというのが一つ。

それから、例えば歌舞伎の公演を外に出しますというときも、歌舞伎であれば、そこから先はあまりこだわらないことが多いだろうとは思いますが、実際は、そこから先、出演していただく方々とのスケジュール調整という固有名詞の世界に入ってくるんですね。ですので、市川団十郎と中村勘三郎との間で競争入札ということは、恐らく実態としては起きません。では、歌舞伎と能とどっちがいいかという競争入札があるかという、これはもう最初の時点で、歌舞伎がいいとか能がいいということが要請が来ますので、そこも難しいだろう。

実際、もうちょっと上のレベルで、では、全体をアレンジして外に送り出すプロモーターみたいな人たちが、恐らく経済協力の観点で言うとコンサルみたいな人たちですね、コンサルレベルでの競争入札というのがあるのではということもいろいろ考えたんですけども、実は、文化芸術の分野ですと、そういったコンサルみたいな業者というのがないんですね。結局は、今の形態ですと、国際交流基金と個々のプロダクションとの直接契約になります。間に人が介在しないんです。ですので、ホリプロと虫プロと何とかプロとの間で競争入札ですということはあり得るのかもしれませんが、実際は、例えばいわゆる歌謡コンサートをやりたいというときも、その国で、例えば中国でやるのであれば、中国で人気のある歌手、中国で知名度のある歌手ということで固有名詞まで特定されてしまいます。したがって、幾つかの芸能プロダクションがある中で、そこで競争入札だというのがなかなか働かないということでございます。そういう意味で、事業の立て方自体が非常にテーラーメイドといえますか、個々、個別具体的、それぞれの国において特定されてきてしまいますものですから、競争というのなかなかできないというのが実態だと思っています。

黒川専門委員 済みません、まだ話が途中かもしれないですが、この 16 ページの一覧表で、いろいろなものがあるんですけども、これは、例えば津軽三味線もあるし和太鼓もあります、この契約金額というものが、例えば和太鼓の場合ですと 500 万円ぐらいとか、それから津軽三味線中南米ツアー、スターレーン航空サービス 265 万円とか、こうあるわけですが、例えばこの津軽三味線中南米ツアーで、向こうで出演者の方々がツアーをして、その入場料とかそういうようなものというのは、出演者の方々の収入になるんですか。

中川課長 基本は、入場料は取っていないですね。

黒川専門委員 これは無料なんですか。この金額は、これはすべて無料で、だから、さっきの話だと団十郎なんていう話が出てきましたからイメージがちょっと狂ってしまうんだけど、みんな少ないんですね。団十郎がパリ公演なんていう規模ではなくて、金額がみんな小さくて、数百万円単位ですから、これは航空券か宿泊料か。そうすると、実

際に向こうに行ってやられる方は無料でやって、出演料なんかはどうなっているんですか。この金額というのがよくわからないんですけども。

櫻井総務部長 有料の場合と無料の場合とあるわけですがけれども、有料の場合では、基本的には交流基金と現地の劇場側の交渉によって入場料を徴収する場合、会場費の部分は劇場側に持っていただいて、そのかわり入場料は基金にも公演団にも入らないで劇場側に入るようにというようなセットの仕方をしますので、その入場料がギャラの方にはね返ってくるというようなことは基本的にありません。

黒川専門委員 そうすると、出場者の方に対してのギャラは、これはどうなっているんですか。ここには出ていない。

櫻井総務部長 プロダクションの場合は入っているかと思えますけれども。

黒川専門委員 どこの部分は入っていますか。大体これはみんな、何かよくわからないけれども。

中川課長 この表は、申しわけございません、混乱させてしまっているかもしれませんが、一つの事業をやるときの全体の経費ではなくて、事業をやるときの一部分、委託という形ができた部分の表ですよ。

黒川専門委員 よくわからないな。そうすると全体像が見えないんですよ、この表では全く。だから、皆さんの方が一つひとつの事業について、さっき官民競争入札等ということであれば、交流基金の方の方々が何人それぞれに携わっていて、どのくらい人件費と手間をかけ、それからそこに、今言った出演者の方々のところはどうなっているのかとか、そういうようなことも全部出てこない、それを一括してどこかにお願いしてしまうというような話になると思うので、比較ができない。それから、そちらが不可能だと言われても、さっきのような団十郎、菊五郎という話ではないだろうと。僕も歌舞伎が好きですから、これはそのようなことではないじゃないですか。だから、それで何か無理だと言われてもわからないよ。だから、これも、済みません、すべて今言ったようなデータを出していただいてから、もう一回御相談させていただきたい、このように思うんですけども、何か追加で御要望はありますか。

逢見委員 9ページに図があって、基金がやる部分、民間事業者に委託する分、それが制作業務、現地業務、渡航業務、機材運送業務といろいろある。そこは既に民間に委託している。それと16ページのこのずらずらっと並んでいる表が、よく読んでもわからないんです。だから整理して、その制作業務についてどういうふうに行っているのか、それから現地業務、渡航業務についてはどうやっているのかというのを整理してもらわないと、この表を見せられてこうですと言われても、よくわからない。

それから、16ページの表を見ると、やはり随契が物すごく多いですよ。これで一体本当に適正な価格で契約しているのかどうかということもよくわからないし、中には個人というのがあるんです。委託先名称に個人というのがある、個人と随契でやっているというのは非常に不透明な印象を受けるんですよ。そういうやり方を今後も続けていくつ

もりなのかどうか、これはやはり何となく透明性が求められている現状で、特定個人と随契でやっているということはいかがなものかと思うので、そういうところをどう見直すかということも含めてお示しいただきたいと思います。

黒川専門委員 では、2番目についてはそういうことにさせていただきます、データを出していただくということにします。

3番目の日本語研修について、何か御意見ございますか。

逢見委員 日本語研修は、ここでは施設管理、前回、在日外交官日本語研修についてやるというのがあったんですけども、施設管理もできるのではないかと思うんですが、13ページに日本語研修国際センターと関西国際センターで、これも随契が多いんですが。

黒川専門委員 これは4番目の方ですね。

逢見委員 ごめんなさい、今3番目ですか。日本語研修ですね。

黒川専門委員 では、ちょっと教えていただきたいんですけども、これも外交官の方の日本語研修について頑張ってみようということで、大変高く評価させていただきます。

先ほどちょっと私が聞き間違えたのか、一般の日本語研修というのは、在日外交官の日本語研修以外にも、まだほかにもあるんですか。

中川課長 ございません。

黒川専門委員 教授法の研修とか専門日本語研修とか、そういう以外の一般の日本語研修で、在日外交官以外のものはありますか。

中川課長 一般日本語研修という形でやっているのは在日外交官日本語研修でございますので、その部分を委託ということができないかということで考えておるところです。

黒川専門委員 なるほどね、わかりました。では、そこは頑張ってもらっていただくということにして、あと、ちょっと日本語教授法の研修とか、こういうところについて文科省の研究所とのダブリみたいなものはないんですか。これは業務自体の問題かもしれないですけども、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

石田企画調整課長 基本的にはないと私どもは考えております。文科省の国立国語研究所、いわゆる国語、日本人の、あるいは国の言葉としての言語、それを研究するということですので、私どもは、世界各国がいろいろな国籍といろいろな文化的、それから母語の背景を持った方々が、日本語を通じていかに相互理解していけるか、いかに共通利益を生んでいけるかという観点から、対日理解者を増やしていく、それから外交関係を円滑にするための知日人材をつくっていく、そういう観点から見ておりますので、基本的には担う業務が違ふと私どもは考えて仕事をさせていただいています。

黒川専門委員 わかりました。

これは、恐らくいわゆるジャパニーズ・アズ・ア・セカンド・ランゲージというところですよ。そうすると、日本の大学との協力関係、こういうところはどうなっていますでしょうか。例えば、私が留学しているときにアメリカでも、アメリカはイングリッシュ・アズ・ア・セカンド・ランゲージ（ESL）、これは大変メキシコからの流入も多いし、

アメリカはいろいろなところから受け入れているので非常に充実したプログラムを大学の方でも研究され、有力な大学はそれぞれ持っているんですね。日本においてはどのような状況になっていますでしょうか。

石田企画調整課長 私ども実際の国際交流基金の事業で、大学との連携で具体例として申し上げることができるのは、政策研究大学院大学というところがございまして、そちらとは連携課程というものをつくっており、共同で運営させていただいております。これは、私どもが招聘する海外からの日本語教育の専門家の方々に、私どもが直接教育を行うと同時に、日本国内で日本の大学制度に基づく学位を取得していただいて、本国にお帰りいただいて、母国の後継づくりのための中心的な人材として育てていただきたい、そういうケースがございます。そういった場合に、いわゆる連携大学院講座といったものを私ども国際交流基金と政策研究大学院大学と一緒にさせていただいております。そういった場合に、実際に共同という形で結実しております。

黒川専門委員 なるほど。私は私学の者ですけれども、私立の大学において、特に文学系統で、そういうジャパニーズ・アズ・ア・セカンド・ランゲージのような教育プログラムを開発するとか、そしてある程度人を受け入れる、こういうようなところにも目を向けていって、そこにも日本語教師を対象とするというのでしょうか、ある意味で日本語教師を育てるということかもしれません。そういう視点に立ってみると、もうちょっと開くというのでしょうか、旧国立も含めて大学にも門戸を開いて連携していって、あるいは入札というのは難しいかもしれませんが、募る、こういう予算でやってみないか、プログラム開発から、そういう人材を教育してみないか、そういうような観点を持てば、もうちょっと開かれていくような気もするんです。大学をターゲットに大学との連携、そこをちょっと考えていただきたいと。無理なら無理でいいんですけれども、ちょっと思いつきです。

菅野文化事業部長 そこは確かにおっしゃるとおりでございまして、実際、私ども教師を呼んで教師をトレーニングしているわけですが、その先生たちをグループで大学に委託するということは、今のところ全然考えておりませんが、実は、浦和も関西もそうですが、オープン以来、うちの専門員、教師がいるわけですが、それだけで全部賄っているわけではございませんので、民間の優秀な学校の先生、それから大学、私立、国立、公立も含めてですけれども、日本語の立派な先生がたくさんいらっしゃいますから、そういう方たちもどんどんうちの方のカリキュラムをつくる段階から参加していただいて、実際講座も持っていていただいているということで、そういう大学との流れというか、それはもう前からやっていると思っております。

黒川専門委員 そこは官民競争入札等というようなスキームをちょっと念頭に置くと、包括的に特定の大学にお願いしてしまうとか、有力な大学にお願いしてしまうというようなところが相当するのかもしれませんがね。それも含めてちょっと考えていただけるのかどうか分かりませんが、お願いしておきます。

中川課長 そこは、基金としていわゆる日本語教授法のスタンダードをつくりたいというのが一番大きな目標でございますので、そこは、外語大のスタンダードがあったり、東京大学のスタンダード、慶應のスタンダードがある。それが多分一番我々としてはよくない、一つのスタンダードをつくる、スタンダードをつくるハブになるのが基金でしょうということだと思っております。ですので、国内でやる研修のときの講師という形で連携ももちろんやっておりますし、それから海外へ専門家を派遣することもございます。そのときにはもちろん大学の方と連携して人を出していただいたり、そういうこともやっておるということでございます。

黒川専門委員 わかりました。では、もうちょっと進んでからということかな。その辺は早急に充実させた方がいいと思うんですよね。そうするとその先ですね。そうなると、やはり母集団が要りますか。いろいろな大学でそういうことをやって、人をともかく育てていく。そのときに考えていただくことになるのかな。

菅野文化事業部長 一つだけちょっと付言させていただきたいんですが、正直申しまして、従来まで日本語教育というのは、大学、民間の学校、それから文化庁も時にはやっていたことがあります。そういうふうに縦割りになっていたんですよ。そういうことは、やはり海外に日本語を普及させる観点からとると非常に非効率であるということとをそれぞれの団体が意識し始めまして、是非国際交流基金に、国内でコンソーシアムみたいな形でオールジャパンでやろうではないかという声が高くなってきたんです。うちの方としては、コンソーシアムを立てて、みんな集まって海外の日本語教育をどうするかということを考えてようという動きに今なっていますので、これからますます国際交流基金の日本語教育というのは、もっと開かれた日本語教育を目指すことに、これは断言していいと思います。

黒川専門委員 そうですか、それは楽しみです。是非ともよろしくお願いします。

では、ちょっと時間が過ぎてしまったんですが、4番目の日本語国際センターと関西国際センターの、ここはまさに庁舎、研修施設の管理・運營業務、この問題ですけれども、逢見先生の方、済みません、よろしくお願いします。

逢見委員 13 ページにそれぞれの両センターの管理・運營業務は、既に民間業者に委託済みであると。建物等管理保守業務については一括して委託して、日本語国際センターで8,400万円、関西で1億300万円。企画競争というんですが、これは、こういうものこそ市場化テストでできるのではないかと。その方が透明だし、よりコストが安くできるのではないかと思うんです。金額としては結構な金額になりますけれども、これはどうしてできないんですか。

菅野文化事業部長 実は、ここも純粹なる一般競争ということも考えたことがございました。いろいろ考えたんですがけれども、結局は、例えば極端な例を申しますと、毎年業者が変わるということが理論上あり得るわけですが、そうすると研修所そのものの運営に非常にマイナスになってくるということがまずあるんです。

逢見委員 別に1年とは限らず、複数年でも構わないですよ。

菅野文化事業部長 2年でも複数年でもいいと思うんですけども、やはりある程度、運営を経験したところが複数年やるということが大事だと思うので、ある程度うちの方で、こういうコンセプトでやってほしいということで入札をかけた結果、これが出てきているわけです。この企画競争のときは、複数社が参加しました。その結果、金額が安いということでここに決まったわけです。

逢見委員 では、どういうコンセプトでやったのかというのを一度示していただきたいと思います。

菅野文化事業部長 はい。それはありますので、お示しできます。

逢見委員 それを見て、また検討します。

黒川専門委員 それでは、ほかにもいろいろと御意見などがあるかもしれませんが、予定の時間となりました。

国際交流基金の業務については、本日の議論を踏まえ、またデータをお示しいただいた後で、ゆっくりと御相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

((独)国際交流基金関係者退室)

((独)駐留軍等労働者労務管理機構関係者入室)

黒川専門委員 お待たせいたしました。

それでは、駐留軍等労働者労務管理機構の業務に関して、防衛省地方協力局労務管理課、石尾課長より御説明をお願いいたします。

防衛省からの御説明は10分ほどとし、その後20分から25分ほど質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

石尾課長 わかりました。

防衛省の石尾でございます。まず、私の方から役所側の考えを述べさせていただいた後に、具体的に機構の方から説明をしたいと思います。

この駐留軍等労働者労務管理機構の業務でございますが、駐留軍に労務を提供することでございまして、およそ防衛省の考え方として、外国に駐留する軍隊にとって、地元で労働者を雇用することは非常に重要といたしますが、まさにその労働者自体が大きな戦力になっております。自衛隊が海外に展開する場合でも同じでございます。

その労働力の確保の方式として、それが占領軍であったり人道復興支援部隊であれば直接雇うことになるわけですが、先進国同士の日米関係のような同盟関係に基づいて外国軍隊が駐留する場合には、我が国としては、安全保障政策上の責任としてしっかり労働力を確保するということが一つ、もう一つは、日本の法令の適用を受けない外国の軍隊に労務管理を全部任せてしまうのではなくて、国としてしっかり労働者の保護を確保するという、その二つの見地から、政府で一旦雇って提供するという方式を取っておるわけでございます。

この考えで戦後ずっと来たわけですが、近年になりまして、その業務の一部をこの機構

にゆだねるという決定をしたわけでございます。ただ、その基本的な先ほど述べたような考え方は続いておりますので、防衛省として、この業務というのは政治的中立性を持った一つの団体によって、ある意味独占といたしますか、国の安全保障政策の一端を担っているという意識を持った組織に担ってもらいたいという気持ちで、こういう独立行政法人をつくったわけでございます。

したがって、これまでのところ、業務の仕方もそういうふうになっておりますし、システム的にも、例えば集中管理をしていて、1個の組織で業務を行うという前提でデータを集中管理して行うというような業務のやり方とシステムを構築してまいったわけでございます。したがって、これを分割するというのはなかなか難しいようなシステムに現在なっているということは事実でございます。他方、アウトソーシングということはやらなければいかんと思っております。合理化の観点から、分割可能なものについては、できるだけそれはアイデンティファイしてアウトソーシングするということに努めてきているということでございます。

防衛省の基本的考えというのは以上でございます。あと具体的に飯田部長の方から御説明したいと思います。

飯田部長 労務管理機構の飯田でございます。よろしく申し上げます。私の方からちょっと御説明させていただきます。

まず、機構が行っている業務を、業務の性格の視点から、それからもう一つは業務の流れといたしますか、業務処理上の視点から、この2点から御説明したいと思います。

今、防衛省の課長の方からありましたように、我々がやっている業務というのは、日米間の政府間の約束事に基づいて提供しているものであり、内容的には、我が国の安全保障の一翼を担っているものでありますから、ある意味では一日たりともそこにすき間が生じてはいけないということで、たとえどのような状況であれ、確実に業務を実施していく体制というのが必要であると考えております。

ただ、もう一方、業務の内容について言いますと、業務の過程において米軍基地の中に入りますので、例えば米軍の部隊の再編だとか運用にかかわるような情報が入ってくることがあります。その軍事に関して、往々にして政治的に利用される面が多分にありますので、そういう意味からいったら、政治的中立性が望まれ、あるいは守秘義務等が望まれるところだと思います。

次に、業務処理上の視点から簡単に御説明したいと思います。

今、課長の方からもありましたように、従業員の労務管理業務というのは、大部分のところデータベース化されておまして、この中でやっております。したがって、機構が行っている業務というのは、データベースに入力する前のいわゆる従業員個人個人の情報であるとか、あるいは給与関係の基礎データであるとか、あるいは厚生関係で言えば制服の関係だとか、そういうものを米軍と調整して、その上でデータ化していくということで、業務としては、米軍との調整業務を除けば、データベースに入力する機械的・定型的業務

については、今ありましたように、今後アウトソーシング、いわゆる民間活用を考えているところでありまして、もう既に、お手元の資料にもありますように、機構みずからが実施することが効率的でないと考えている部分、例えば疾病予防事業だとか、あるいは退職準備研修、それから先ほど言いましたOAシステムの管理・運営、こういうものについては、もう既に外部委託しているところがございます。

簡単に、そちらについていますフローチャートがあると思うんですが、フローチャートの2枚目の「給与支払に係るフローチャート」、ここでちょっと細かく業務の流れを説明させていただきたいと思います。

今申し上げましたように、機構の職員が行っている業務というのは、このフローチャートで言えば、「米軍」と「日本側」と書いてあるこの間の部分、この線のところで「稼働記録記入用リストの作成・送付」とありますが、駐留軍従業員というのは、先ほど言いましたが間接雇用方式、雇用主が国で、使用者が米軍ということでありまして、労働者の就業状況というのは米軍の方が把握しておりますから、米軍から出てきましたそういうデータをもとに、そここのところを日米間で内容の確認あるいは調整等を行った上、固まった数字をデータベースの中に入力していく、給与関係ではそういう流れになります。したがって、今言いましたように、米軍との調整は別として、入力業務等については、今後外へ出していくということを検討しているところがございます。

もう既に、業務を見ますと大部分のところが出ていますので、これ以上というか、官民競争入札ということになりますと、民間業者の創意工夫が反映されることが期待される一定の業務というような形で考えますと、もう既に大部分が出されているので、あと残っている調整業務を除けば、機械的・定型的業務についても今後出すと考えているところがございます。

簡単に説明させていただきました。

黒川専門委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、実際に働いていらっしゃる2万数千人の方々は、非公務員ですよね。それで、その方々に対する給与は、ほとんど大部分が、例の日本が米軍への思いやりではないけれども、日本から出ていると考えてよろしかったでしょうか。

石尾課長 かなりの比率が次第に日本側で負担するようになってきております。昔は、もともとは全部米軍だったわけです。53年あたりから日本が負担分をだんだん増やしてまいりまして、さらに最近になると、地位協定の外枠の特別協定を結んで、基本給一本俸ですね、まで負担するようになりまして、今、全部ではありませんけれども、大半の給与が日本です。

黒川専門委員 どのくらいになりますか。7～8割を超えていますか。

石尾課長 超えていると思います。

飯田部長 今、人数でいきますと従業員が約2万5,000名ちょっとおります。そのうちの日本側が負担している部分が2万3,055名です。

黒川専門委員 2万3,055名は全部日本が負担すると。そうすると、あと2,000人ぐらいを米軍が負担する。そんな感じで、人によって変えているんですか。

石尾課長 いや、人の面と、それから給与の内容という面もありまして、基本的に国家公務員の給与を上回るものについてはすべて、53年以来日本側から負担することにしております。それに加えて、上回らない部分についても2万3,055人までは負担することにしたと。

黒川専門委員 そうすると現在どのくらい、金額ではわからないですか。日本側が幾ら。調べればわかるんでしょうね。わかりました。まあ、そういうようなものだ。

それで、実際に先ほどから、そちらからいただいた8ページぐらいでしょうか、それぞれの本部、支部の組織図があって、それでここの中の、例えば給与のフローを先ほど御説明されましたけれども、ほかの管理についても、アウトソーシングするものはかなりもう出してしまったよ、こうおっしゃっているんですけれども、そうすると、例えば座間ですと、アウトソーシングしてしまっていながら給与課に11人いる。これは何をやっているんですかね。それから、管理課に13人、厚生課にも10人いて、先ほどの米軍と話し合って制服を支給するとか、それから給与もほとんどデータベースになっていて、それもアウトソーシングしていると。これ、例えば座間に11人、10人いるというのは、今度機構の方として何の仕事をしているんですか。例えば座間支部。例えばですよ。

飯田部長 今、座間支部で管轄している主たる米軍基地というのは、厚木飛行場とか、相模原の補給所とかそういうところで、座間支部管内には従業員の数が約3,500名おります。この中で、例えば給与課について言えば、先ほどフローチャートで説明したように、毎月月末に勤務状況を締めまして、これが毎月月初めに支部の方に上がってきます。3,500人分の就業状況ですね。いわゆる超過勤務を何時間やったとか、いつ休んだとか、いつ出張に行ったとか、そういう細かいものが上がってきますので、まずそういう内容について、疑義があるものについては米軍といろいろ調整をして、修正していくものは修正していくという作業をやります。その固まった数字を、先ほど言いましたようにデータベースの中に入力していく。入力して、その金額を計算して、確定した金額は、国の方が決定して3,500人の従業員に給料として支払われるという一連の流れですが、給与計算以外に、給与課では、例えば給与を支払った後の報告類であるとか、諸手当の認定関係とか、あるいは退職手当の関係とか、それから旅費の関係、毎月従業員が出張等しまするので、それは給料とは別に出張旅費で計算してやりますので、そういうような業務を行っております。

黒川専門委員 そうすると、さっき何かアウトソーシングできるものはおっしゃったのは、どこの部分を。

飯田部長 今言いました給与計算の中で、いわゆる米軍から出てきたデータを米軍との間で、不備だとか、あるいは過誤を調整して、最後に数字が固まりまして、それをいわゆるデータベースに入力する業務がありますね。3,500人分を。ここはもう、まさに機械的

な業務になりますので、この辺のところは外部に出せるだろうと考えております。

黒川専門委員 なるほど。そうすると、取りあえず事務局の方が御検討をお願いしたところだとすると、そこの米軍から出てきた原紙書類、原票というようなもののチェックも一括してアウトソーシングできないかどうかということをお検討していただけないかということ、そこも含めて全部官民競争入札等にできないかということをお検討していただいたということですね。それで、そちらは、米軍とのやり取りみたいところは御勘弁願いたい、こういうこととして理解すればよろしいということですね。

飯田部長 はい。

黒川専門委員 なるほど。逢見委員、何か御意見はございますか。

逢見委員 駐留軍労働者が2万5,000人ちょっとですよ。それで、機構の職員が368人、支部に圧倒的に多く配分していて、民間の企業の感じだと、こんなに職員が要るのかという感じがするんですよ。だから、何となく今の説明でもまだ、そんなに業務があるのかなという感じがしています。ちょっとまだ、そこは腑に落ちたわけではない。

それで、民間委託をいろいろやりますということなんですけれども、官民競争入札等にはなじまない。そこもよくわからないところがあって、確かに米軍との折衝とか何とか、これは別に、そこは、そこまでやれということはありません。しかし、見ると、やはり定型業務があるわけですよ。給与の支払いとか制服の貸与とか、そういう部分は、既に地方自治体なんかでも民間にやらせているところがあって、必ずしも機構の職員がすべてやらないと機密が漏れるとか、そういうものではないのではないかと。そういう定型業務についてももっと効率化を図ることができるのではないかと思います。

黒川専門委員 そうですね、今おっしゃったように、制服の購入・貸与も米軍と何らか折衝して、それから、個々人について何か、原紙帳票という話ではないですよ。そこはどこの部分がやるんですか。本部なんですか、それとも管理課ですか、厚生課ですか。

飯田部長 ここは各支部の厚生課がやっているところでございます。この制服関係についてちょっと御説明しますと、このフローチャートがございまして、いわゆる制服というのはすべて貸与していますので、制服とか作業服類とかですね。細かい種類を言うと大分、手袋から靴下、靴類まで、種類のには物すごい数になります。それが、それぞれ耐用年数が決まっています、耐用年数が来たものについては、米軍の方から、例えば制服であれば、だれの分、だれの分というリストが上がってきます。それを日本側としては、耐用年数が来たからといってそのまま即更新ではなくて、やはりそこは、使えるものについては引き続き使ってくださいというような調整をして、固まったものについて、いわゆる業者に入札をかけて、単価契約を結んで、業者から納入させる。簡単に言えばそういう流れです。

それで、米軍から出てくる際に、制服の話ですから、例えば個人のサイズだとか、要するにMだとかLだとか細かいものが出てきますので、そういうものについても、必要な都度調整をしながらやっているというのが実情です。少なくとも、米軍から出てきた数字を

そのままの形で発注するというのではなくて、今言いましたように、例えば耐用年数が来ていても、引き続き使えるものはそのまま使ってくれとか、あるいは今までなかったようなものが出てくれば、どこかの部分を削ってそちらに回してくれとか、そういう調整はしております。

黒川専門委員 なるほど、わかりました。わかりましたが、何かそういうのってそんなに大変な仕事なのかな。大変と言っては失礼ですけども、それで、例えば座間であれば厚生課に 10 人いますよね。ほかに厚生課ってどんな仕事を、いっぱいあるんでしょうけれども。

飯田部長 あとは、いわゆる厚生関係の事業としては、例えば文化活動で、レクリエーション業務を年に、各支部ごといろいろ検討してやっているとか、あるいは、先ほど言いましたように、災害見舞金、いわゆる労災関係であるとか疾病予防事業、職場環境の関係とか、そういうものですね。それから、あとは社会保険の関係です。あとは永年勤続であるとか、そういう関係を行っております。

黒川専門委員 本部の方に 78 名もいらっしゃいますよね。8 ページ。本部は何をやっているんですかね。本部の管理部、庶務課、会計課って、14 人、15 人もいますよね。

飯田部長 本部の方は、基本的には制度的なものであるとか、国との調整だとか、支部への指導監督とか、そういうことを本部の方が担当しております。今言われました管理部の庶務課で担当しているのは、職員の人事の関係であるとか。

黒川専門委員 その職員の人事というのは、今度は、これは 2 万 5,000 人ではなくて、368 名のですよね。

飯田部長 機構の職員の人事です。職員の人事であるとか共済関係であるとか。

黒川専門委員 368 名のですよね。

飯田部長 はい。

黒川専門委員 それから、業務企画課、労務管理課、労務給与課、労務厚生課がまた別にいるんですよね。評価・監査役、これは支部を見に行くんでしょうか。それにしても、それから企画課が 9 名いて調整課にも 4 名いる。先ほどからお伺いしていると、何か支部において定型的に行われている業務のように思うんですけども、何でこんなに本部に人が要るんですかね。

私、政独委のメンバーなので、ここでは違うのかもしれないけれども、何か解せないというか、よくわかりません。

飯田部長 最初にお断りしておきたいのは、今、職員の数 が 368 名となっておりますが、これが、いわゆる機構の中の中期目標で言いますと、平成 22 年までにさらにここから約 50 名強ですか。

黒川専門委員 平成 22 年までに。

飯田部長 ええ。今のまま行けば 22 年で 316 名までに、いわゆる今言ったアウトソーシング等、あるいは支部の統廃合等を含めてですね。

黒川専門委員　そこでアウトソーシングということになってしまうと、仕事は減って行って、だから、実際にコストが下がるかどうかわからない。よくわからないんだけど、アウトソーシングをどんどんしていったら仕事がなくなってしまうのではないかと思うんですけれどもね。だから、何をやっているかですよね。この本部とか支部の方でアウトソーシングできるものはするんだけど、でも、きちんと残っているわけだから、全体を合わせてコストがどのくらい下がったかが問題で、アウトソーシングすればいいというものではなくて、要するに50人減っても、アウトソーシングしていればね。

生首を切ろうなんていうことは全然思っていないわけですがけれども、ともかく、皆さんも御存じのようにこんな国の状況でしょう。債務が多くて、これはどうしようもないわけなので、全体から見れば細かい話をしているわけですがよね。でも、そういうようなことも、昔からの例えのように、ちりも積もれば山となるということとか、あるいは我々ができることはこのくらいしかできないので、一緒に検討させていただこうということになっているわけですがよね。ですから、ちょっとよくわからない。

それから、そちらの公務員か非公務員かは、もう数年前に政独委でもすごくしんどい議論をして、これは我々も、そちらの御主張は、私もそのときいましたからわかります。政治的な話ですよね。だから、ここを問題にするわけではなくて、中身をいかに効率よくコスト削減を図っていくか、そこだと思えますよ。だから、そこについてもう一段、どうしたらいいのかということを防衛省も考えていただきたいと思えますよね。何かないんですか、この本部機構のとか、何か考えていらっしゃることはないんですか。ここの部分を一括して、本部機構に何か仕事があるというんだったら、そこを何か、管理部があるなら、ここの機構の施設を全部委託するとか。何をやっているかよくわかりませんが、そういうことは何かないんですか。何も無いと言わないで。

飯田部長　少なくとも業務に関しては、先ほど申し上げましたように、米軍との調整業務を除いて、機械的・定型的なものについては、今後どんどん外へ出していくという考えでやっております。それから、組織的にも、当然その業務が出れば組織も縮小していくんですが、それに併せて、できるだけ業務の集約化等図れるもの、あるいは支部の統合等を図れるものについては、その方向でやっていくように今検討しているところであります。

黒川専門委員　もう時間が来てしまったんですけれども、逢見委員、何かございましたら。

逢見委員　あともう一つ、入力業務等についても民間でやっていますということで、資料3の3ページですか、ここの(2)業務処理上の視点として、「入力業務は民間活用、しかし、官民競争入札等の対象となるような業務はない」ということですがよね。ただ、最後のページの契約実績一覧では、OAシステム管理で、例えば機構情報システム運用管理業務委託、随意契約、落札せず、9,450万円と。これは随契でやろうとしているわけですがよね。

飯田部長　いや、これは、競争入札をやったところ、落札者がいなかったことから、1

社と随契を結んだと。いわゆる不落随契で、もともとは競争入札で、それが成立しなかったということでございます。

逢見委員 競争入札で成立しなかった。これを官民競争入札等でできないんですか。

飯田部長 いえ、ここは民間の競争入札で、最終的には不落随契ですけども、日立情報システムズというところが今受けているところです。ですから、ここはまさに民間がやっているところです。

逢見委員 官民競争入札等というのは、民間競争入札も含めて、要するに市場化テストという手法を入れられないのかということです。

飯田部長 このところは、市場化テストというよりも、もう既に民間の会社が参入している部分ですので。我々としては、我々みずからがこのシステムの維持管理やるよりも民間に委託した方が効率的だという判断で、いわゆる競争入札にかけたわけです。競争入札にかけたところが、1社しか参加せず、また、予定価格が合わなかったので、結果的に不調に終わり、競争入札として成立しなかったことから、入札に参加した日立情報システムズという会社と、いわゆる随意契約で契約を結んだというのが実態でございます。

逢見委員 何で集まらなかったんですかね。きちんと情報を提供して、入札しますということを出したんですか。

飯田部長 もちろん公告を出して、公告をして業者を募ったんですが、業者が集まらなかったことや、最終的には予定価格が合わないということで、競争入札自体は成立しなかった。

黒川専門委員 そういうことであればしょうがないですね。

それでは、済みません、ちょうど予定した時間になったと思うんですけども、ほかにもいろいろと御意見があるかもしれませんが、時間となりました。

駐留軍等労働者労働管理機構の業務につきましては、本日の議論、特に私がお願いした、もうちょっと広く考えて、本部なんかも含めてもう少し官民競争入札等を入れられるところがないかを、業務をもう一回見直していただけないかということをお願いいたしまして、本日の議論を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の施設・研修等分科会は終了いたします。